

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画変更年度	平成30年度
計画主体	富士見町

富士見町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業課 農林保全係
所在地 長野県諏訪郡富士見町落合 10777
電話番号 0266-62-9222 (農林保全係直通)
FAX番号 0266-62-4481
メールアドレス sanryo@town.fujimi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、キツネ、タヌキ、アナグマ、カラス
計画期間	平成 29 年度～平成 31 年度
対象地域	富士見町

(注) 1 計画期間は、3 年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成 年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンジカ	水稻	253 千円 69a
	飼料作物	1,400 千円 400a
	野菜 (ダイズ、モロコシ他)	44 千円 4a
ニホンザル	雑穀	236 千円 134a
	野菜 (ダイズ、モロコシ他)	1,113 千円 32a
イノシシ、ハクビシン、キツネ、タヌキ、アナグマ、カラス	野菜 (ダイズ、モロコシ)	3 千円 1a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

農作物被害額調査の結果によると、平成 18 年度をピークに被害額は減少傾向となっている。被害額の減少は、被害対策を実施してきたことの成果が表れたこと他に有害鳥獣被害の長期化により農家が耕作を諦めてしまった等の理由があげられる。被害報告の件数は全体的に減少傾向にあるが、農地及び集落周辺での目撃情報は多数あり、獣種によっては生息地域が拡大している。

ニホンザルは南アルプス地域固体群に含まれるものが、町内に 3~5 群 (約 300 頭) 生息していると、町民からの被害報告及びアンケート調査より確認している。被害地域は山梨県との県境に接する地域が中心となっているが、年々被害地域が拡大しており、群れ分布は町内を北上傾向にある。電気柵の設置や発信機による追跡、発信機の情報を利用した冬季の集中捕獲を実施しているところであるが、被害の発生は抑止できていない。6 月から 9 月にかけての農作物の収穫期に被害の発生が集中している。

ニホンジカについては、南アルプス地域固体群と八ヶ岳地域個体群の他に町内に設定された鳥獣保護区内にも生息していることが確認されており、ニホンジカによる農作物被害は山地に近い農地ばかりでなく、集落が連担する人里にある農地にも及んでいる。町を囲う防護柵や個体数調整によって被害額は減少しているが、水田やソバ畑などに例年大きな被害を与えている。5 月から 10 月にかけての農作物の生育期と収穫期に被害の発生が集中している。

この他に、出没すると水田を壊滅状態にするイノシシ、畜産農家の近傍で 100 羽以上の

群れを形成するカス（種籾を直接圃場に播種する水稻直播栽培において出芽時に被害を蒙る）、近年個体数が増加傾向にあるハビシ、キツネ、タヌキ、アゲマ等による被害などが発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成 27 年度）		目標値（平成 31 年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
農業被害総額	3,049 千円	640a	2,071 千円	450a
ニホンザカ	1,697 千円	473a	1,260 千円	350a
ニホンザル	1,349 千円	166a	810 千円	100a
イシ、ハビシ、キツネ、タヌキ、アゲマ、カス	3 千円	1a	1 千円	0.7a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	① 有害鳥獣捕獲を富士見町猟友会に委託 ② 檻、ワによる通年捕獲 ③ 近隣市町村との合同（広域）捕獲 ④ 組織的捕獲（一斉駆除） ⑤ 対象鳥獣捕獲専門員による銃器を使用した通年捕獲 ⑥ 富士見町有害鳥獣対策協議会によるワの購入 ⑦ 大型囲いわなの導入 ⑧ 小型獣用箱わなの貸出 ⑨ 野鼠駆除の実施 ⑩ 捕獲従事者に対する講習会の開催 ⑪ ニホンザルの冬期集中捕獲	① 猟友会員の高齢化、後継者不足 ② 猟期中の檻、ワの運用 ③ 被害農家と非農家との関心の差
防護柵の設置等に関する取組	① 住民と共同による県境や山林と農地の境界への計画的な電気柵（金網+段張りタイプ・ネットタイプ）の設置 ② 住民による電気柵の維持管理（一部町管理） ③ 獣の移動経路となっている山林について森林整備の実施 ④ 追い払い資材（叩つ花火、忌避剤等）の支給 ⑤ 集落単位での追い払い活動 ⑥ 放任果樹の除去の取り組み	① 電気柵の維持管理（メンテナンスや点検、草刈り、除草剤散布等）に要する経緯や労力の削減 ② 鳥獣被害に対するあきらめ ③ 地域としての被害防止意識の醸成

- (注) 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

当町においては、町有害鳥獣対策協議会において、

- ① 「対策相手のことをよく知る」
- ② 「柵外からのこれ以上の侵入を防ぐ」、
- ③ 「個体数を調整し、棲み分ける」

という基本的方針を確認し、それぞれ対策を実施しており、今後もこれに沿った取組みを実施していく

① 「対策相手のことをよく知る」対策関係

- ・有害鳥獣の生息数・行動調査等を実施する
- ・電波発信機やGIS等を用いた獣の行動把握システムを導入する
- ・通知メール等により、町や集落全体での情報共有を行う
- ・住民自身による追い払い活動を支援する（猟友会による支援、追い払い資材の支給、研修会の開催等による啓蒙など）

② 「柵外からのこれ以上の侵入を防ぐ」対策関係

- ・コホザル・コホヅカ・イソの侵入を広域的に防ぐため、県境や山林と農地の境界に連続的に電気柵を設置し、適切に維持管理していく（鳥獣被害防止総合対策交付金）
- ・必要な箇所への森林整備を行い、電気柵設置との相乗効果を得る
- ・観光資源である高山植物や森林等の保護対策を講ずる
- ・モンキドックや牛、羊などを利用した追い払いについて研究する
- ・有害鳥獣監視通報システムを活用し、恒久的な電気柵の活用を目指す

③ 「個体数を調整し、棲み分ける」対策関係

- ・富士見町猟友会に委託し個体数調整（通年の檻・ワによる捕獲、銃器による一斉捕獲、近隣市町村との合同・広域捕獲等）を実施する
- ・対象鳥獣捕獲員による銃器を使用した通年捕獲および追い払い
- ・檻、ワの整備を進める
- ・捕獲獣の適切な処理を行い、活用について検討していく

④ その他対策

- ・広域的な電気柵で被害が防げない農地において、農家が設置した電気柵の資材費に対して補助を行う
- ・富士見町有害鳥獣対策協議会において、有害鳥獣対策の方針・計画について検討する
- ・農作物被害調査を実施する
- ・地域住民の自主的取組みを支援するための研修会等を実施する
- ・その集落に合った対策を協議、検証して実施する（Eメール集落運営事業・集落環境診断）
- ・長野県が主導する広域捕獲事業に参加する

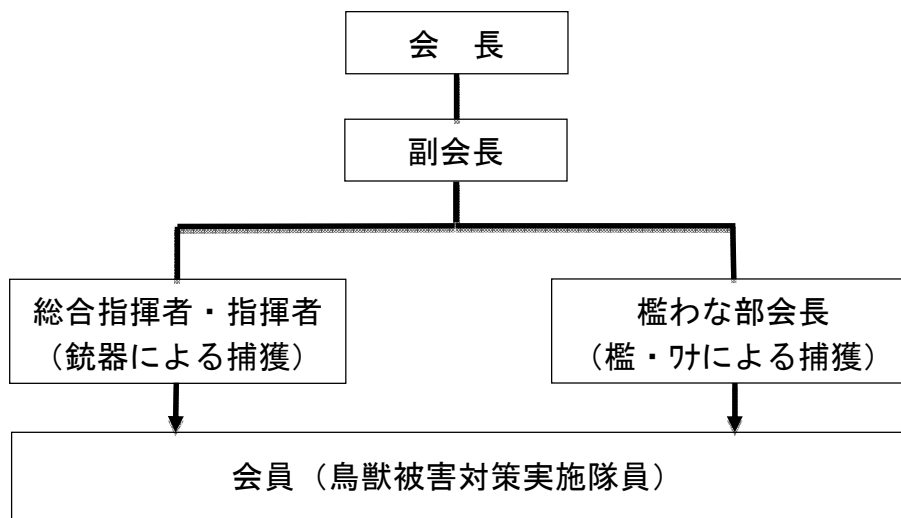
- ・隣接する原村、山梨県北杜市と協力、連携して対策を進めるため定期的に担当者連絡会を開催し情報交換を行う
- ・南アルプス食害対策協議会、南北八ヶ岳保護管理運営協議会に参加し、広域的な対策に取り組む

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

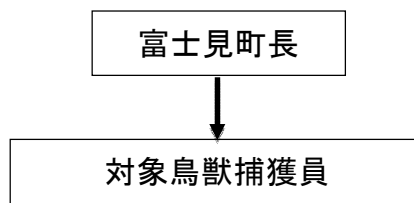
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①富士見町猟友会（鳥獣被害対策実施隊）に委託し実施する。捕獲体制については以下のとおり。



②対象鳥獣捕獲員による捕獲を実施する。捕獲体制については以下のとおり。



- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 29～31年	ニホンヅカ	檻、くくりわなの導入
	ニホンザル	大型囲いわなの導入
	イノシシ	小型獣用箱わなの貸出
	ハクビシ	新規銃猟者確保のための補助
	キツネ	捕獲従事者の猟友会年会費の補助
	タヌキ	捕獲従事者対象の講習会の開催
	アゲマ	電波発信機やGIS等を用いた獣の行動把握システムを活用した捕獲
	カラス	ニホンザルの冬期集中捕獲 なお、八ヶ岳地区において県によるニホンヅカ捕獲事業を継続して実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>原則として、県の特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲を実施する。</p> <p>捕獲実績は毎年高い水準を維持しているが、農地や集落内での鳥獣の目撃件数や農作物被害報告は減少していない。獣によっては生息域の変化等の状況も見られることから、当面は前年実績以上、又は前年実績程度の捕獲計画数を設定する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニホンヅカ	720頭	730頭	730頭
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
イノシシ	20頭	20頭	20頭
ハクビシ	20頭	25頭	30頭
キツネ	50頭	50頭	50頭
タヌキ	60頭	60頭	60頭
アゲマ	20頭	20頭	20頭
カラス	300羽	300羽	300羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>① わなによる捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型の箱わなを28基設置 (ニホンヅカ、イノシシ用) ・ 中型の箱わなを10基設置 (ニホンザル用) ・ 必要に応じて小型の箱わなを設置 ・ 大型囲いわなを2基設置 ・ くくりわなを必要に応じて設置 ・ カラス檻による捕獲を通年実施 ・ えさの無くなる冬期に集中的にニホンザルを捕獲する事業を実施 ・ 捕獲従事者を対象とした講習会を開催

・ 猟期中は鳥獣保護区内を除いて捕獲を休止する

② 銃器による捕獲

- ・ 対象鳥獣捕獲員による銃器を使用した通年捕獲を実施
- ・ 猟期終了後に銃器を使用した組織的捕獲を実施
- ・ 適当な時期に近隣市町村と合同して広域捕獲を実施
- ・ 樹木の繁茂期においても実施することを検討する

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

対象鳥獣の止め刺し及び緊急時に、確実な捕獲と実施隊員の安全を保つため、ライフル銃による捕獲を実施する。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
富士見町	ニホンヅカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニホンヅカ ニホンザル イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下蔦木地区 複合柵 (金網+電気柵 8段) 210m ・ 田端地区 複合柵 (金網+電気柵 8段) 416m ・ 池袋地区 複合柵 (金網+電気柵 4段) 270m 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下蔦木地区 複合柵 (金網+電気柵 8段) 400m ・ 田端地区 複合柵 (金網+電気柵 8段) 550m 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下蔦木地区 複合柵 (金網+電気柵 8段) 300m ・ 上蔦木地区 複合柵 (金網+電気柵 8段) 1,500m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 29～31年	ニホンゾウカ ニホンザル イノシシ ハクビシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵（電気柵等）の維持管理および改良、改善 ・ 緩衝帯の整備 ・ 里地里山の整備（放任果樹除去等） ・ 追い払い活動 ・ 追い払い資材の支給 ・ 電波発信機や GIS 等を用いた獣の行動把握システムの導入 ・ 農作物被害調査、出没調査 ・ 集落環境診断およびモデル集落事業の実施

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

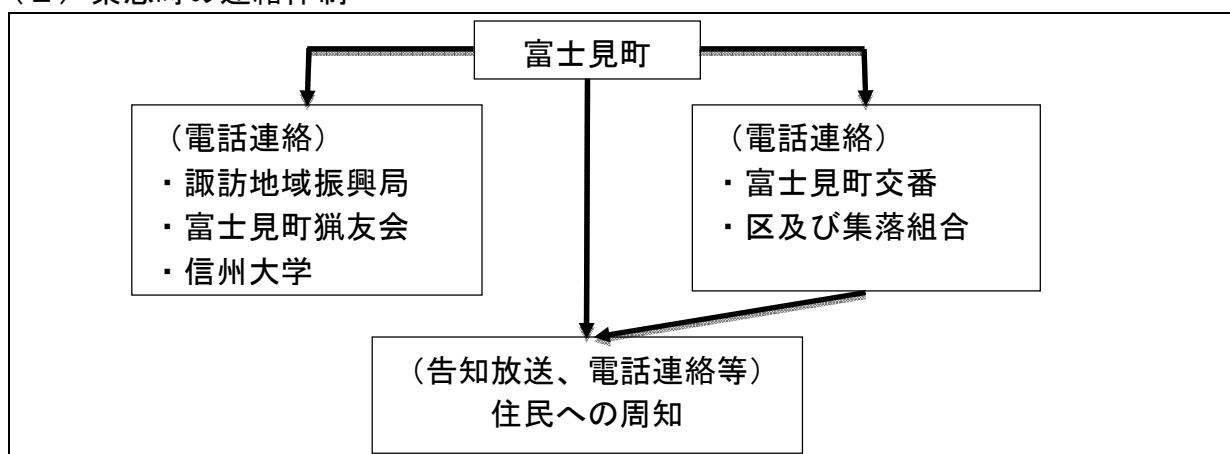
関係機関等の名称	役割
長野県諏訪地域振興局	助言
富士見町猟友会	助言及び現場対応
富士見町鳥獣被害対策実施隊	助言及び現場対応
富士見町交番	現場対応及び住民への周知
信州大学	助言
株式会社 BO-GA	助言
区及び集落組合	住民への周知

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲を委託する富士見町猟友会による自家処理、または捕獲地及び近傍地において埋設処理する。処理施設搬入への要件を満たせば、食肉や毛皮、キルダ等として活用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉処理施設である信州富士見高原ファームによって、信州ジビエのブランド肉として販売し、捕獲した対象鳥獣を新たな地域資源として活用する。また、年平均 300 頭のニホンジカの搬入が見込まれるため、埋設処理量の減少にも大きく貢献する。

町は、鳥獣被害対策実施隊員が信州富士見高原ファームにニホンジカ・イノシシを搬入した場合、駆除報酬金に運搬費を上乗せすることで、信州富士見高原ファームへの搬入を推進する。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	富士見町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
富士見町	町長＝協議会会長、事務局
信州諏訪農業協同組合	農業者団体の代表
富士見町農業委員会	農地及び農業問題の学識経験者
富士見町猟友会	野生動物の生態、捕獲等の専門家
諏訪地域野生鳥獣被害対策チーム	農業、林業分野における総合的支援及び助言
株式会社 BO-GA	事業計画、協議会運営の補助

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富士見町有害鳥獣プロジェクト会議	
特定非営利活動法人甲斐けもの社中	被害対策の助言及び被害状況調査
諏訪地方野生鳥獣対策連絡会議	諏訪地域における関係機関の連携
南信農業共済組合諏訪支所	農作物被害に対する共済、支援
南信森林管理署	国有林における対策の連携
南アルプス食害対策協議会（伊那市）	南アルプス地域における対策の連携
南北八ヶ岳保護管理運営協議会	八ヶ岳地域における対策の連携
長野県原村	隣接市町村としての連携
山梨県北杜市	隣接市町村としての連携

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

富士見町猟友会から鳥獣被害対策実施隊員（対象鳥獣捕獲員）を選出する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(該当なし)

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新しい技術の習得や情報を得るため、また他地域の情勢等を把握するために、必要に応じて関係機関と共に先進地視察や研究研修会を実施する。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。